

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

役員選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の定款第5章第21条に定める役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の資格)

第2条 本協会の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の関係法令に定める要件を満たしていること
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツ全般、若しくは登山、山岳スポーツ又はスポーツクライミングの分野において、専門的な知識や経験を有していること
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと
- (4) 遵法精神に富んでいること
- (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得ること
- (6) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうること
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）及びその他の反社会勢力であったことがないこと、又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過し現在暴力団その他の反社会的勢力でないこと

(役員候補者選考委員会)

第3条 理事会は、役員の選任を行う総会の相当期間前に、本協会の理事候補者及び監事候補者の選考のため、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総会に諮る役員候補者を選考して、理事会に答申する。
- 3 委員会は、総会での役員選任後直ちに解散する。

(選考委員)

第4条 委員会は、5～9名の選考委員（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 委員は、顧問、理事、監事及び外部の学識経験者のうちから、当協会の事業全体を俯瞰し、公平かつ客観的に役員候補者を選考することができると解される人物を、本協会の会長が理事会の承認を得て委嘱する。ただし、理事候補者及び監事候補者とな

る者は委員となることはできず、また、選考委員の2名以上は外部の学識経験者（外部役員含む。）としなければならない。

（選考委員長）

第5条 委員会には選考委員長（以下「委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し委員会を招集して、その議長となる。ただし、他の委員が招集することを妨げない。また、最初の委員会は本協会事務局が招集する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 5 委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。
- 6 この規定に定めるものの他、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

（委員会の定足数等）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。
- 3 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めない。

（選考情報の公開等）

第7条 委員会は選考過程の議事録を作成し、理事会の求めに応じ議事録を提出しなくてはならない。

- 2 委員及び委員会に出席した者は、委員会における審議等を通じて知り得た個人に係る情報を漏らしてはならない。

（役員候補者の推薦）

第8条 役員候補者となるためには推薦を必要とする。

- 2 理事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 加盟団体による推薦 ただし、各加盟団体は1名の推薦に限る。
 - (2) 顧問、役員又は外部の学識経験者2名による推薦
- 3 監事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 顧問、役員又は外部の学識経験者2名による推薦
 - (2) 委員会による推薦

(選考事務処理)

第9条 役員候補者の選考に関する事務処理は、本協会事務局がこれを行う。

- 2 事務局は、委員会に対して、役員候補者の選考に関して次に掲げる情報を提供する。
 - (1) 役員及び理事会の有する権限、役員の欠格事由その他の役員に関する法令及び定款の規定の内容
 - (2) 役員候補者の推薦理由、協会及びその理事、監事及び加盟団体との関係、その他の役員候補者に関する情報
 - (3) その他役員の選考に関し必要な事項
- 3 前条により選出された被推薦者の人員が、定款に定める最低人員に不足するときは、事務局は、定員に満つるまで、被推薦者を募るものとする。

(役員候補者の選考基準)

第10条 委員会は、前条により選出された被推薦者から、定款第21条1項に定める上限の員数の範囲内で役員候補者を選考し、役員候補者名簿を作成して、理事会に答申する。

2 委員会は、スポーツ庁が制定する「スポーツ団体ガバナンスコード」を遵守し、原則として、以下の基準により、選考を行うものとする。

(1) 理事候補者の選考基準

- ① 外部理事の人数を理事全体の25%以上とする
- ② 女性理事の人数を理事全体の人数の40%以上とする
- ③ アスリート出身（ただし、日本代表その他それに準ずる活躍をしてきた者。）で現役を引退した理事を最低1名以上とする

- ④ 総会で選任される時点の年齢が満72歳以下であること
- ⑤ 再任期間が連続10年を超えないこと
- ⑥ 理事の所属又は出身地域に偏りが無いこと

(2) 監事候補者の選考基準

- ① 法務、税務・会計、会社経営の経験等、十分な知見を有し、経験を有する者であること
- ② 総会で選任される時点の年齢が満77歳以下であること

(役員候補者の決定)

第11条 理事会は、前条の答申を尊重して、審議を行い、役員候補者を決定し、総会に提案する。

(役員決定)

第12条 総会は、前条で理事会が決定した役員候補者について、定款22条第1項に基づき、審議の上、役員を決定する。

(代表理事の選任)

第13条 代表理事は、前条の総会で決定した理事で構成される最初の理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が理事会に出席し、出席した理事の過半数をもって選任する。

2 代表理事に立候補する理事が複数ある場合には、前項の理事会において、代表理事候補者らの所信表明の後、出席理事の過半数を持って代表理事を選任するものとする。

3 前項で代表理事が選任されるまで、前任の代表理事が代表理事の業務執行を継続する。ただし、前任の代表理事が、理事に選任されていない場合には、前任の専務理事が、前任の専務理事が理事に選任されていない場合には事務局長が、代表理事が決定するまで、代表理事の職務を代行する。

(業務執行理事の選任)

第14条 前条で選任された代表理事は、第12条で選任された理事の中から、定款第21条第3項の業務執行理事である副会長4名以内、専務理事1名及び常務理事13名以内を選定し、理事会で決定する。

(本規程の変更)

第15条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

平成27年3月8日 一部改定

平成27年5月31日 一部改定

平成29年3月4日 一部改定（平成29年4月1日から施行する。）

平成30年11月4日 一部改定 なお、これに伴い、次の規程を廃止する。

会長・副会長推薦委員会運営細則（平成27年3月8日施行）

役員候補者推薦委員会運営細則（平成27年4月15日施行）

令和4年12月8日 一部改定